

○厚生労働省令第四十八号

薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）第二十二条の規定に基づき、薬剤師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

薬剤師法施行規則の一部を改正する省令

薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二中「薬剤師が、処方せんに疑わしい点があるかどうかを確認すること及び処方せんに疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師又は歯科医師に問い合わせて、その疑わしい点を確認すること」を「次に掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 薬剤師が、処方せんに疑わしい点があるかどうかを確認する業務及び処方せんに疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師又は歯科医師に問い合わせて、その疑わしい点を確認する業務
- 二 薬剤師が、処方せんを交付した医師又は歯科医師の同意を得て、当該処方せんに記載された医薬品の

数量を減らして調剤する業務（調剤された薬剤の全部若しくは一部が不潔になり、若しくは変質若しくは変敗するおそれ、調剤された薬剤に異物が混入し、若しくは付着するおそれ又は調剤された薬剤が病原微生物その他疾病の原因となるものに汚染されるおそれがない場合に限る。）

第十三条の三第一号中「災害」の下に「その他特殊の事由」を加える。

#### 附 則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。